

令和7年度児童虐待防止（オレンジリボン）キャンペーン事業業務委託仕様書

1 業務の目的

児童虐待防止推進月間である 11 月を中心に児童虐待防止（オレンジリボン）キャンペーンを展開し、児童虐待の子供に及ぼす悪影響や児童虐待通告義務の周知、児童相談所虐待対応ダイヤル「189」の認知度の向上を図り、児童虐待の早期発見・早期対応につなげる。

2 成果目標

（K G I） 県内で児童虐待により死亡した子供の人数 0 人

（K P I） 体罰等によらない子育てをしている親の割合

（（厚生労働省母子保健課調査）

現状値 82.6%（広島県の保護者 R2～R5 の平均値）

R 7 84.2%

3 委託業務名

令和7年度広島県児童虐待防止（オレンジリボン）キャンペーン事業

4 委託業務期間

契約締結日から令和8年2月28日まで

5 重点ターゲット

児童虐待に当たる行為をしていると回答した保護者のうち、最も多いのは「感情的な言葉で怒鳴った」という回答であり、児童虐待をするつもりはなくても、子育てによる疲れや困り感から感情的になってしまい、怒鳴ったケースであると考えられ、早期に適切な支援につなぐことで、重篤なケースの防止や児童虐待の減少につながる。

このことから、（K P I）県内で児童虐待により死亡した子供の人数 0 人及び（事業目標）体罰等によらない子育てをしている親の割合の減少の達成に向けて、当該業務の重点ターゲットを次のとおり設定する。

《子育てに疲れていたり、頼る人がいなくて困っている県内の子育て中の保護者（特に手が離せない0歳～3歳の児童を育児中の者）》

《例》

- ・ひとり親家庭などひとりで育児をしている保護者
- ・周囲に知人や親族がいない保護者
- ・人に頼ることが苦手な保護者

（参考）

乳幼児期に体罰や暴言、ネグレクト等によらない子育てをしている親の人数

（令和5年度厚生労働省調査による調査 広島県データ：3・4カ月健診、1歳半健診、3歳児健診受診時に保護者に対し、「この数か月の間に、ご家庭で以下のことがありましたか。あてはまるものすべてに○を付けて下さい。」というアンケートを実施した結果）

虐待の種類	総回答数	しつけのし過ぎ	感情的にたたいた	乳幼児だけを家に残して外出した	長時間食事を与えなかった	感情的な言葉で怒鳴った	子どもの口をふさいだ	子どもを激しく揺さぶった
3・4か月児	15,255	92	102	95	23	679	50	44
1歳6か月児	18,244	278	531	83	12	2,574	70	31
3歳児	19,528	781	694	93	9	3,092	-	-

6 委託業務の内容

- (1) 重点ターゲットに対する児童虐待防止（オレンジリボン）に係るウェブサイトから相談への誘導
児童虐待防止（オレンジリボン）に係るウェブサイト（以下「特設サイト」という。）

(<https://www.ikuchan.or.jp/orange/>) に(1)に掲げる重点ターゲットを誘導し、行動変容につなげるため、次の業務を行うこと。当該業務にかかる経費は下限を1,200千円とする。

ア 情報発信による特設サイトへの誘導

子育てによる疲れや困り感から感情的になってしまい、怒鳴ってしまうといった行為をしてしまっているが、それが児童虐待とは気づいていない又は児童虐待と気付いていても相談窓口を知らない潜在層に向け、特設サイトに誘導するため、リスティング広告等による情報発信を行うこと。

なお、必要に応じて、特設サイトから相談へ誘導するために効果的なランディングページを作成することは差し支えない。

広告は、コアターゲットについて、コンバージョン（ウェブサイト内でのアクションによって到達してほしい最終的な成果）を設定し、クリエイティブ及び T/D（タイトルや広告文）等を提案すること。

また、目標値として、表示回数、クリック数、クリック単価等のシミュレーションを記載すること。

イ 特設サイトから相談窓口への誘導

(7)により、特設サイトに訪れた重点ターゲット自身が相談が必要な状態であることに気づき、相談につなげられるよう、相談窓口ページ

(<https://www.ikuchan.or.jp/orange/contact.html#support>) へ誘導する工夫を施すとともに自身に適した相談窓口を見つけることが出来るようページを改善すること。

特設サイトのデザイン等を変更する場合は、県を通して実施する事。

利用端末	・パソコン・スマートフォン端末等でサイトの全ての機能を利用できるようにすること。（動作環境要件は次のとおり。） ○Windows(最新 edge/最新 Chrome/最新 Firefox) ○Mac(最新 Safari/最新 Chrome) ○iOS（17.5 以上/最新 Safari/最新 Chrome） ○Android（14.0 以上/最新 Chrome） ※ ブラウザの最新は納品時期の最新バージョンとする。 ※ 表示確認は iOS17.5 以上、Android14.0 以上の各一端末にて行う。
ドメイン	・サイト URL https://www.ikuchan.or.jp/orange/

	・サーバー haw1025.secure.ne.jp ・ドメイン名 ikuchan.or.jp ※共用レンタルサーバー ・SSL CPI SSL サーバー証明書 ・FTP 児童虐待防止（オレンジリボン）に係るウェブサイトのディレクトリ内のみ更新可能な FTP アカウントを、ドメイン管理者（ひろしまこども夢財団）が発行する。IP アドレスによる接続制限あり。
--	--

(2) その他のターゲットに対する広報啓発の実施

次のターゲットに対し、インスタグラム広告等により、特設サイトの既存ランディングページへ誘導する。目標値として、表示回数、クリック数、クリック単価等のシミュレーションを記載すること。

ターゲット	ターゲット選定の理由	誘導するページ
児童虐待が疑われる子供及び保護者の周囲にいる人	児童虐待が疑われる子供及び保護者の周囲にいる人に、児童虐待通告義務の周知を図ることは、児童虐待の早期発見・早期対応に繋がると考えられるため。	https://www.ikuchan.or.jp/orange/case1.html
学生を含む若年層(10代後半から20代)	子育て世帯、これから子育てを行うことになる世代へ「体罰によらない子育ての方法」「虐待の子供に及ぼす悪影響」等を周知することは、児童虐待の防止に効果があると考えられるため。	https://www.ikuchan.or.jp/orange/case3.html

(3) 年間を通じた啓発活動に活用できる啓発資材の作成

県や広島県関連小各種イベントで配布等が出来る啓発資材を作成すること。啓発内容については(1)の重点ターゲットに対する相談窓口の周知及び児童相談所虐待対応ダイヤル「189」を分かりやすく周知するものであること。

【啓発資材の要件】

- ・手軽に配付できるものであること（例：チラシ、ポケットティッシュ、クリアファイル等
- ・5,000人以上に配布
- ・ターゲットごとにデザインや仕様が異なってもよい。

(4) 事業の効果測定

ア 児童虐待防止（オレンジリボン）に係るウェブサイトへのアクセス数の計上、企画実施前後の増加及びウェブサイトへの流入元等を分析することなどにより、本業務の実施に係る効果測定を企画実施すること。（県民へのアンケートは別途委託予定のため、含めなくてよい。）なお、ウェブサイトのGA権限は県から提供する。

イ 広報期間の中間時点で各広告の分析を実施したうえで改善案を委託者へ提案し、目標（シミュレーション数値）の達成に努めること。（特にウェブ広告）

(5) ポスター及びリーフレット等の配布

県及び広島市が指定する関係機関に、こども家庭庁作成の配布物等を送付すること。

（参考：別紙 昨年度配布先）

7 業務実施上の注意事項

(1) オレンジリボンの活用

オレンジリボン（ロゴマーク）を活用し、統一的なイメージの広報を行うこと。

- (2) 広島県と広島市の共催
本業務が、広島県と広島市の共催で実施していることが分かるようにすること。
- (3) 県全体のバランスに配慮した事業展開
広報については、県全体の人口や地勢等を考慮し、一部地域に偏ることのないよう、バランスよく実施すること。

8 成果品の納期等

名 称	形 式	数 量	納 期
制作した広報媒体（映像・音声・画像・広告物等）	電子データ（※）	1 式	業務完了後 15 日以内
完了報告書（事業効果測定の結果を含む。）	電子データ	1 式	業務完了後 15 日以内

※広告物等で紙媒体がある場合は、紙媒体を含む。

9 その他

- (1) 業務の実施に当たっては、委託者と適宜協議を行うなど、十分に調整して行うこと。
- (2) 打ち合わせの必要が生じた場合、受託者は委託者の求めに速やかに対応すること。
- (3) 契約の締結、業務の履行に関して必要な費用は、特に定めのない限り、全て受託者の負担とする。
- (4) 業務の実施に関して知り得た情報を第三者に漏らしてはならない。
- (5) 業務の実施に当たっては、労働基準法、労働関係調整法、最低賃金法、その他関係法令を遵守すること。
- (6) 業務の実施に当たって疑義が生じた場合には、委託者と受託者が協議して定めるものとし、この協議が整わないときは、委託者の決定するところによるものとする。